

改 正 案	現 行
<p>第1 一般的事項</p> <p>1 基本方針 基準第2条（基本方針）は、特別養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総合的に規定したものである。 なお、同条第1項中の「健全な環境」とは、当該特別養護老人ホームが、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法（昭和25年法律第241号）第19条、第43条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第348号）第128条の規定に維持する要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合していること、その他であり、「適切な処遇」とは、食事、健康管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいうものである。</p> <p>2 構造設備の一般原則 基準第3条（構造設備の一般原則）は、特別養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、特別養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。</p> <p>3 設備の専用 基準第4条（設備の専用）は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できない状態になければならないので、原則として、これを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。</p> <p>4 職員の資格要件 （1）基準第5条（職員の資格要件）第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、この</p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>1 基本方針 基準第2条（基本方針）は、特別養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総合的に規定したものであること。 なお、同条第1項中の「健全な環境」とは、当該特別養護老人ホームが、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第19条、第43条及び同法施行令第128条の規定に維持する要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合していること、その他であり、「適切な処遇」とは、給食、健康管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいうものであること。</p> <p>2 構造設備の一般原則 基準第3条（構造設備の一般原則）は、特別養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、特別養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものであること。</p> <p>3 設備の専用 基準第4条（設備の専用）は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できない状態になければならないので、原則として、これを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものであること。</p> <p>4 職員の資格要件 （1）基準第5条（職員の資格要件）第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、この</p>

うち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

(2) (略)

5 職員の専従

基準第6条(職員の専従)は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものである。したがって、特別養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として適用されず、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用される。

6 運営規程

基準第7条(運営規程)は、特別養護老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。

うち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

(2) (略)

5 職員の専従

基準第6条(職員の専従)は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものである。したがって、特別養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として適用されず、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

6 運営規程

基準第7条(運営規程)は、特別養護老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員等(第3号及び第4号)

入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。また、基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、10人程度の入所者が食事をを行い、かつ、談話等を楽しむ共同生活室及び当該共同生活室に近接して一体的に設けられる当該入所者の居室から構成される基本的な単位(以下「ユニット」という。)の数並びに当該ユニットごとの居室の入所定員を定めること。

(2) 入所者の処遇の内容及び費用の額(第5号)

① 入所者の処遇の内容については、日常生活を送る上で一日当た

やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。

② 費用の額については、介護保険等の費用のほか、日常生活等の上で入所者から支払を受ける費用の額を規定するものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項 (第5号)

(略)

(4) 非常災害対策 (第6号)

(略)

(5) その他施設の運営に関する重要事項 (第7号)

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

7 非常災害対策

(1) 基準第8条(非常災害対策)は、入所者の身体的、精神的特性にかんがみ、火災等の非常災害に際して必要な諸設備の整備及び避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならぬこととしたものである。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいう。

(3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。なお、この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。なお、特別養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知していること。

8 記録の整備

基準第9条(記録の整備)は、特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録

の日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。

② 費用の額については、介護保険等の費用のほか、日常生活等の上で入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項 (第6号)

(略)

(4) 非常災害対策 (第7号)

(略)

7 非常災害対策

(1) 基準第8条(非常災害対策)は、入所者の身体的、精神的特性にかんがみ、火災等の非常災害に際して必要な諸設備の整備及び避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならぬこととしたものであること。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。

(3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。なお、特別養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知していること。

8 記録の整備

基準第9条(記録の整備)は、特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録

し、常に当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものである。

- (1) (略)
- (2) 入所者に関する記録

アイ (略)

イ 入所者台帳（入所者の生活歴、病歴、入所前の居室サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）

ウ 入所者の処遇に関する計画

エ 処遇日誌

オ 献立その他食事に関する記録

カ 入所者の健康管理に関する記録

キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

- (3) (略)

9 経理の原則

(略)

第2 規模及び設備に関する事項

1 規模（基準第10条）

入所定員が30人未満の特別養護老人ホームについては、老人デイサービスセンター等の他の社会福祉施設と一体的に設置されているなど、夜間を含め24時間の介護業務等についての勤務体制が確保されている必要がある。

また、「入所させることを目的とする他の社会福祉施設等」とは、身体障害者療護施設や介護老人保健施設などの夜間を含めて24時間の介護業務等についての勤務体制が組み込まれている入所施設であり、一体的に運営することで効率的な運営と、本体事業の入所者を含めて適切な処遇が確保されている施設である。

2 設備の基準（基準第11条）

し、つねに当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。

- (1) (略)

- (2) 入所者に関する記録

アイ (略)

イ 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）

ウ 処遇日誌

エ 献立その他給食に関する記録

オ 入所者の健康管理に関する記録

- (3) (略)

9 経理の原則

(略)

第2 規模及び設備に関する事項

1 規模

特別養護老人ホームの規模は、20人以上を入所させ得る規模を有することとしたところであるが、30人未満の入所規模の特別養護老人ホームについては、老人デイサービスセンター等の他の社会福祉施設と一体的に設置されているなど、夜間を含め24時間の介護業務等についての勤務体制が確保されている必要がある。

また、「入所させることを目的とする他の社会福祉施設等」とは、身体障害者療護施設や老人保健施設などの夜間を含めて24時間の介護業務等についての勤務体制が組み込まれている入所施設であり、一体的に運営することで効率的な運営と、本体事業の入所者を含めて適切な処遇が確保されている施設であること。

2 設備の基準

(1) 特別養護老人ホームの設備の基準は、基準第11条に定めるところによるものであるが、これによりがたいときは、基準第11条の2

に定めるところによることができること。

(2) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームは、平成14年度から整備を進めるとされた「居住福祉型」の特別養護老人ホームであり、家庭に近い居住環境の下で少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話をを行うことを特徴とするものであること。

このため、居室は個室とするとともに、居室に近接して、少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間（共同生活室）を設け、こうした個室及び共同生活室をユニットとして建物を構成し、運営しなければならぬこと。

また、居室及び共同生活室については、それぞれ基準第11条第4項第1号及び第2号に定める設備の基準を満たすほか、家庭に近い居住環境の下で介護や日常生活上の世話などを行うという上記の「居住福祉型」の特別養護老人ホームの特徴を踏まえたものでなければならぬこと。

(3) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準

① 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合には、2人部屋とすることができるとされされており、これは、夫婦で居室を利用する場合などを想定していること。

② 居室は、10人程度の入所者が食事をを行い、かつ、談話等を楽しむ共同生活室及び当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室から構成されるユニットのいずれかに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合、「共同生活室に近接して一体的に設けられる居室」とは、次の3つをいうものであること。

ア 当該共同生活室に隣接している居室

イ 当該共同生活室に隣接してはいるが、アに定める居室と隣接している居室

ウ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア及びイに相当する居室を除く。）

③ 一の居室の床面積については、入所者が家庭で使い慣れた家具などを持ち込むことができるように、1.3. 2平方メートル以上を標準とすること。

これは、1.3. 2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすることが原則であるが、基準第11条の

2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームが改築等によって当該面積を確保し、基準第111条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準を満たそうとする場合（改正省令附則第2条に規定する場合を含む。）に、敷地の制約や既存の建物の構造上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満としても差し支えないという趣旨であること。

入所者の処遇上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準とすることについても、同様の趣旨であること。

④ 基準第111条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、家庭に近い居住環境を表現する観点から、入所者は家庭で使った家具などを持ち込むことを想定しているため、入所者の身の回り品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りること。

⑤ 共同生活室は、ユニットのいずれかに属するものとし、当該ユニットの居室の入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有するものでなければならぬこと。この場合、「入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有する」ためには、次の2つの要件を満たす必要があること。

ア 当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室以外の居室の入所者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の共同生活室等の場所に移動することができるようにしていること。

イ 当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室の入所者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることが可能な備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該共同生活室から施設内の他の部分への出入口の一つから他の出入口まで車椅子が自由に通行できる程度の形状が確保されていること。

⑥ 共同生活室の面積は、当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室の入所者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることができ、それぞれ、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの居室の入所定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

これは、当該面積以上とすることが原則であるが、基準第111条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームが改築等によって当該面積を確保し、基準第111条の規定の適用を受ける特別養護老人

ホームの設備の基準を満たさそうとする場合（改正省令附則第2条に規定する場合を含む。）に、敷地の制約や既存の建物の構造上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、当該面積未満としても差し支えないという趣旨であること。

なお、すべての共同生活室の面積が、それぞれ、3平方メートルに当該ユニットの居室の人数を乗じて得た面積以上である場合には、独立した機能訓練室を設けないことができること。

⑦ 共同生活室には、身体の不自由な者が食事をしたり談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えること。

また、家庭に近い居住環境を実現する観点からは、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいこと。

⑧ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいこと。

⑨ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいこと。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないこと。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましいこと。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えないこと。

⑩ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいこと。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないこと。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましいこと。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えないこと。

(4) 基準第11条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームと基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに共通する設備の基準

① 建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならないこと。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、共同生活室（基準第11条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、静養室、食堂）、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいすれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができること。

② 設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設

(1) 特別養護老人ホームの建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならないこと。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地下のいすれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができること。

(2) 特別養護老人ホームの設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設

の設備を利用することにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用される設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けることができる。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならぬ。

ことにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用される設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けることができる。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならぬ。

- また、基準第111条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備は、居室又は共同生活室を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができるが、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。これは、例えば、居室及び共同生活室を中心に少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話をを行うことに伴い、介護職員又は看護職員が職務に従事する主な場所が居室及び共同生活室となるため、独立した部屋を設ける必要がない場合の介護職員室又は看護職員室などを想定していること。
- (3) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。
- (4) 特別養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。また、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室（基準第111条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、静養室）等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

- (3) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。
- (4) 廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。また、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室（基準第111条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、静養室）等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

- (5) 特別養護老人ホームに設置する傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。
- (6) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。

- なお、基準第111条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、居室及び共同生活室を中心に少人数ごとに生活を共にする入所者に、一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話などを行うことに伴い、多数の入所者や職員が日常的に一度に移動することがなくなると、廊下の幅の一律の規制を緩和すること。ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違ふ際にも支障が生じない場合を想定していること。

- (5) 傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。
- (6) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。

得ること。

- (7) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
- (8) 汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。
- (9) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

(1.0) 居室、食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものである。なお、居室等の面積に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。)の施行の際現に存する居室等については、以下の趣旨ではない。

(1.1) 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含むものである。なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下については、以下の趣旨ではない。

⑦ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

⑧ 汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものであること。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。

⑨ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室(基準第1.1条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、静養室、食堂)及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。

⑩ 居室、共同生活室(基準第1.1条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、食堂)及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものであること。なお、居室等の面積に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成14年改正省令)の施行の際現に存する居室等については、以下の趣旨ではないこと。

⑪ 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含むものであること。なお、廊下の幅に関する測定方法についてはこれまで明確化されていなかったことから、平成14年改正省令の施行の際現に存する廊下については、以下の趣旨ではないこと。

(5) 基準第1.1条の2の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の特例(平成14年改正省令附則第2条)

① 基準第1.1条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに、基準第1.1条に定めるところにより居室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けた場合には、当該設備の間に設ける廊下の幅については、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)として差し支えないこと。

② ①の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の合計した面積は、次のア及びイに定める面積を合計した面積以上とするものであること。

ア 食堂 2平方メートルに入所定員(基準第1.1条に定めるところにより設けられた居室の入所定員を除く。)を乗じて得た面積

イ 機能訓練室 1平方メートルに入所定員(基準第1.1条に定めるところにより設けられたユニットの共同生活室が、3平方メー